



改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章の五（略）</p> <p>第六章 有価証券の取引等に関する規制（第二十条 第三十三条の四の三）</p> <p>第六章の二丁第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（有価証券の売出しの届出を要しない有価証券の売出し）</p> <p>第二条の十二の三 法第四条第一項第四号に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 社債券（あらかじめ定められた一定の条件に該当する場合において、当該社債券の発行者以外の者が発行する株券に転換されるものに限る。以下この号において同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち当該社債券の性質を有するもの（以下この号及び第六号において「海外発行転換可能社債券」という。） 次に掲げるすべての要件に該当すること。</p> <p>イ（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章の五（略）</p> <p>第六章 有価証券の取引等に関する規制（第二十条 第三十三条の四）</p> <p>第六章の二丁第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（有価証券の売出しの届出を要しない有価証券の売出し）</p> <p>第二条の十二の三 法第四条第一項第四号に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 社債券（あらかじめ定められた一定の条件に該当する場合において、当該社債券の発行者以外の者が発行する株券に転換されるものに限る。以下この号において同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち当該社債券の性質を有するもの（以下この号及び第六号において「海外発行転換可能社債券」という。） 次に掲げるすべての要件に該当すること。</p> <p>イ（略）</p>

□ 当該海外発行転換可能社債券が外国の金融商品取引所（金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。第十二条第七号及び第十四条の三の七第一号において同じ。）のうち、上場されている有価証券及びその発行者に関する情報の開示の状況並びに売買高その他の状況を勘案して金融庁長官が指定するもの（以下この条及び第三十三条の四の三第二項第二号において「指定外国金融商品取引所」という。）に上場されていること、又は当該海外発行転換可能社債券の売買が外国において継続して行われていること。

八・二（略）

五丁十（略）

（売付け又はその媒介若しくは代理及び募集又は売出しの取扱いに準ずる行為）

第三十三条の四の二 法第七十一条の二第一項に規定する政令で定める行為は、売出し又は私募の取扱いとする。

（未公開有価証券）

第三十三条の四の三 法第七十一条の二第二項に規定する適正な取引を確保することが特に必要な有価証券として政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

- 一 社債券
- 二 株券

□ 当該海外発行転換可能社債券が外国の金融商品取引所（金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。第十二条第七号及び第十四条の三の七第一号において同じ。）のうち、上場されている有価証券及びその発行者に関する情報の開示の状況並びに売買高その他の状況を勘案して金融庁長官が指定するもの（以下この条において「指定外国金融商品取引所」という。）に上場されていること、又は当該海外発行転換可能社債券の売買が外国において継続して行われていること。

八・二（略）

五丁十（略）

（新設）

（新設）

三 新株予約権証券

四 外国の者の発行する証券又は証書で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの

五 前各号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二十条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

2 法第七十一条の二第二項第三号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券（同項第一号又は第二号に掲げるものを除く。）とする。

一 次に掲げる有価証券のうち、法第五条第一項の規定による届出書又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定による有価証券報告書であつて法第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供されているものの提出者が発行者であるもの

イ 社債券（新株予約権付社債券を除く。）

ロ 外国の者の発行する証券又は証書でイに掲げる有価証券の性質を有するもの

ハ イ又はロに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、

法第二十条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

二 指定外国金融商品取引所に上場されている有価証券

（委員会の裁判所の禁止又は停止命令の申立て等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十四条の五（略）

2 4 （略）

（委員会の裁判所の禁止又は停止命令の申立て等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十四条の五（略）

2 4 （略）

5 長官権限のうち法第九十四条の七第四項の規定により委員会に委任された同項第一号に掲げる権限は、被申立人の住所の所在地又は法第九十二條第一項に規定する行為が行われ、若しくは行われようとする地を管轄する財務局長（当該所在地又は当該行われ、若しくは行われようとする地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

6  
(略)

5 長官権限のうち法第九十四条の七第四項の規定により委員会に委任された同項第一号に掲げる権限は、被申立人の住所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

6  
(略)

二 資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）

改正案	現行
<p>（募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対して通知する不動産の鑑定評価を要する権利等）</p> <p>第十五条 法第四十条第一項第八号イに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 土地又は建物の賃借権、地上権その他の土地又は建物を使用し、又は収益することができる権利（所有権を除く。）</li> <li>二 信託の受益権であつて土地若しくは建物又は前号に掲げる権利のみを信託するもの（受益権の数が一であるものに限る。）</li> </ul> <p>2 法第四十条第一項第八号イに規定する政令で定める不動産鑑定士は、不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該特定目的会社の役員（法第六十八条第一項に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その社員。次項において同じ。）又は使用人</li> <li>二 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の規定により、法第四十条第一項第八号イの規定による不動産の鑑定評価に係る業務をすることができない者</li> </ul> <p>3 法第四十条第一項第八号ロに規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの</li> </ul>	<p>（募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対して通知する特定資産の価格を調査する者）</p> <p>第十五条（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>法第四十条第一項第八号に規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの</li> </ul>

イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

(1) 当該特定目的会社の役員又は使用人

(削る)

(2) 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定により、  
法第四十条第一項第八号口の規定に係る業務をす  
ることができない者

ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの

(2) 弁護士法の規定により、法第四十条第一項第八号口の規定  
による調査に係る業務をすることができない者

二 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十  
六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この号に  
おいて同じ。）又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの  
イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(削る)

(2) 公認会計士法の規定により、法第四十条第一項第八号口の  
規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの

イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

(1) 当該特定目的会社の役員（法第六十八条第一項に規定する  
役員をいい、役員が法人であるときは、その社員。以下この  
条において同じ。）又は使用人

(2) 法第四十条第一項第八号の規定により鑑定評価を行う者

(3) 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定により、  
法第四十条第一項第八号の規定による調査に係る業務をす  
ることができない者

ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

(2) 弁護士法の規定により、法第四十条第一項第八号の規定に  
よる調査に係る業務をすることができない者

二 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十  
六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この号に  
おいて同じ。）又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの  
イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) 法第四十条第一項第八号の規定により鑑定評価を行う者

(3) 公認会計士法の規定により、法第四十条第一項第八号の規  
定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

(3) 公認会計士法の規定により、法第四十条第一項第八号口の規定による調査に係る業務をすることができない者

三 弁理士又は特許業務法人であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは回路配置利用権（これらを利用する権利を含む。）、技術上の秘密（秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものをいう。）若しくは著作権又はこれらのみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 弁理士にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の規定により、法第四十条第一項第八号口の規定による調査に係る業務をすることができない者

口 特許業務法人にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) 弁理士法の規定により、法第四十条第一項第八号口の規定による調査に係る業務をすることができない者

(削る)

(3) 公認会計士法の規定により、法第四十条第一項第八号の規定による調査に係る業務をすることができない者

三 弁理士又は特許業務法人であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは回路配置利用権（これらを利用する権利を含む。）、技術上の秘密（秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものをいう。）若しくは著作権又はこれらのみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 弁理士にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の規定により、法第四十条第一項第八号の規定による調査に係る業務をすることができない者

口 特許業務法人にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) 弁理士法の規定により、法第四十条第一項第八号の規定による調査に係る業務をすることができない者

四 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。以下この号において同じ。）及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 当該特定目的会社の役員又は使用人

口 法第四十条第一項第八号の規定により鑑定評価を行う者

四 前三号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの

(会計監査人を置くことを要しない特定社債の発行総額と特定借入れの総額との合計額)

第二十四条 (略)

(募集特定社債の引受けの申込みをしようとする者に対して通知する不動産の鑑定評価を要する権利等)

第三十三条 法第二百二十二条第一項第十八号イに規定する政令で定めるものは、第十五条第一項各号に掲げるものとする。

2 法第二百二十二条第一項第十八号イに規定する政令で定める不動産鑑定士は、不動産鑑定士であつて第十五条第二項各号に掲げる者以外のものとする。

3 法第二百二十二条第一項第十八号ロに規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 第十五条第三項各号に掲げる者

一・二・三 (略)

(特定借入れに係る債権者に対する催告に係る電磁的方法)

八 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)の規定により、法第四十条第一項第八号の規定による調査に係る業務をすることができない者

五 前各号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの

(会計監査人を置くことを要しない特定社債の発行総額と特定目的借入れの総額との合計額)

第二十四条 (略)

(募集特定社債の引受けの申込みをしようとする者に対して通知する特定資産の価格を調査する者)

第三十三条 (新設)

(新設)

法第二百二十二条第一項第十八号に規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 第十五条各号に掲げる者

一・二・三 (略)

(特定目的借入れに係る債権者に対する催告に係る電磁的方法)

第四十一条 特定目的会社は、法第百五十七条第二項において準用する法第百三十二条第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により法第百五十七条第一項の催告をする場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定借入れに係る債権者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た特定目的会社は、当該特定借入れに係る債権者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による催告を受けたい旨の申出があつたときは、当該特定借入れに係る債権者に対し、法第百五十七条第一項に規定する催告を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定借入れに係る債権者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(社債的受益権を定める特定目的信託契約に付すべき条件)

第五十二条 法第百三十条第一項第二号に規定する政令で定める方法は、金融市場における金利を基礎として算出する方法とする。

2 法第百三十条第一項第二号に規定する政令で定める条件は、次に掲げるものとする。

一 社債的受益権(法第百三十条第一項第一号に規定する社債的受益権をいう。以下この項において同じ。)について、信託財産の管理又は処分により得られる利益から配当を行う時期及び配当を行う時期ごとの配当額をあらかじめ定めること。

第四十一条 特定目的会社は、法第百五十七条第二項において準用する法第百三十二条第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により法第百五十七条第一項の催告をする場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定目的借入れに係る債権者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た特定目的会社は、当該特定目的借入れに係る債権者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による催告を受けたい旨の申出があつたときは、当該特定目的借入れに係る債権者に対し、法第百五十七条第一項に規定する催告を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定目的借入れに係る債権者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(社債的受益権を定める特定目的信託契約に付すべき条件)

第五十二条 (新設)

法第百三十条第一項第四号に規定する政令で定める条件は、次に掲げるものとする。

一 あらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権(以下この条において「社債的受益権」という。)について、信託財産の管理又は処分により得られる利益から配当を行う時期及び配当を行う時期ごとの配当額をあらかじめ定めること。

<p>二 前号の配当は、一箇月ごと、三箇月ごと、六箇月ごと又は一年ごとに行うこと。</p> <p>三 社債的受益権の元本の額は、当該元本の償還を行う場合を除き、変更しないこと。</p> <p>(削る)</p>	<p>四 (略)</p> <p>五 第一号の配当又は第三号の償還を行うことができない場合は、特定目的信託を終了させること。</p> <p>(業務の委託について準用する法の規定の読替え)</p> <p>第七十一条 法第二百八十四条第三項の規定において同条第一項の委託について法第二百条第三項及び第二百二条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替える法の規定</p> <p>読み替えられる字句</p> <p>読み替える字句</p>	<p>第二百条第三項</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>
--	---	--	--

<p>二 前号の配当は、六箇月ごと又は一年ごとに行うこと。</p> <p>三 第一号の配当額は、一の社債的受益権ごとに均一とすること。</p> <p>四 当該社債的受益権の元本の額は変更することなく、当該元本の償還は当該社債的受益権に係る最後の配当を行う時期に一括して行うこと。</p> <p>五 (略)</p> <p>六 第一号の配当又は第四号の償還を行うことができない場合は、特定目的信託を終了させること。</p> <p>(業務の委託について準用する法の規定の読替え)</p> <p>第七十一条 法第二百八十四条第三項の規定において同条第一項の委託について法第二百条第四項及び第二百二条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替える法の規定</p> <p>読み替えられる字句</p> <p>読み替える字句</p>	<p>第二百条第四項</p> <p>資産対応証券</p> <p>受益証券</p> <p>第二百条第四項</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
---	--	---

		第二百二条		
(略)	第三項	第二百二条第二項及び	(略)	
(略)	項	第二百八十四条第三項において準用する第二百二条第三	(略)	
		第二百二条		第四号
(略)	第四項	第二百二条第三項及び	(略)	
(略)	項	第二百八十四条第三項において準用する第二百二条第四	(略)	

三 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）

改正案	現行
<p>（不動産の鑑定評価を要する権利等）</p> <p>第十六条の二 法第十一条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 土地又は建物の賃借権及び地上権</p> <p>二 信託の受益権であつて土地若しくは建物又は前号に掲げる権利のみを信託するもの（受益権の数が一であるものに限る。）</p> <p>（特定資産の価格等を調査する者）</p> <p>第十八条 法第十一条第二項に規定する政令で定めるものは、受託会社（法第九条に規定する受託会社をいう。以下この条において同じ。）の利害関係人等（当該受託会社の親法人等、子法人等及び特定個人株主並びにこれらに準ずるものとして内閣府令で定める者をいう。）以外の者であつて、次に掲げる者とする。</p> <p>一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの</p> <p>イ 弁護士にあつては、次に掲げる者</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (削る)</p> <p>（2） 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定により、</p>	<p>（新設）</p> <p>（特定資産の価格等を調査する者）</p> <p>第十八条 法第十一条第一項に規定する政令で定めるものは、受託会社（法第九条に規定する受託会社をいう。以下この条において同じ。）の利害関係人等（当該受託会社の親法人等、子法人等及び特定個人株主並びにこれらに準ずるものとして内閣府令で定める者をいう。）以外の者であつて、次に掲げる者とする。</p> <p>一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの</p> <p>イ 弁護士にあつては、次に掲げる者</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第十一条第二項の規定により鑑定評価を行う者</p> <p>（3） 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定により、</p>

法第十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

口 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの

(2) 弁護士法の規定により、法第十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百二号）第十条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人であつて次に掲げる者以外のもの  
イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

(1) （略）

（削る）

(2) 公認会計士法の規定により、法第十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

口 監査法人にあつては、次に掲げる者

(1) （略）

(2) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの

(3) 公認会計士法の規定により、法第十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

（削る）

法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

口 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

(2) 弁護士法の規定により、法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百二号）第十条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人であつて次に掲げる者以外のもの  
イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

(1) （略）

(2) 法第十一条第二項の規定により鑑定評価を行う者

(3) 公認会計士法の規定により、法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

口 監査法人にあつては、次に掲げる者

(1) （略）

(2) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

(3) 公認会計士法の規定により、法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

三 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産（法第十一条第一項に規定する特定資産をいう。次号、第二十八条第三号及び第四号並びに第二百二十四条第三号及び第四号において同じ。）が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以

三 前二号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの

(委託者非指図型投資信託に関する読替え)

第二十六条 法第五十四条第一項の規定において信託会社等の行う委託者非指図型投資信託に係る業務について法第十一条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

規定	読み替えられる法の読み替えられる字句	読み替える字句
第十一条第二項	、その利害関係人等及び受託会社	及びその利害関係人等

外の権利をいう。以下この号、第二十八条第三号及び第二百二十四条第三号において同じ。) 及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。)

イ 当該投資信託委託会社又は当該受託会社の役員又は使用人

ロ 法第十一条第二項の規定により鑑定評価を行う者

ハ 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十

二号)の規定により、法第十一条第一項の規定による調査に係

る業務をすることができない者

四 前三号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの

(委託者非指図型投資信託に関する読替え)

第二十六条 法第五十四条第一項の規定において信託会社等の行う委託者非指図型投資信託に係る業務について法第十一条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

規定	読み替えられる法の読み替えられる字句	読み替える字句
第十一条第一項	、その利害関係人等	及びその利害関係人等
	及び受託会社以外	以外

2 (略)

(特定資産の価格等を調査する者)

第二十八条 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの
- イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) 弁護士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

- (1) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの
- (2) 弁護士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二 公認会計士又は監査法人であつて次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(削る)

2 (略)

(特定資産の価格等を調査する者)

第二十八条 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの
- イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第二項に規定する鑑定評価を行う者

(3) 弁護士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

- (1) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの
- (2) 弁護士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二 公認会計士又は監査法人であつて次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第二項に

(2) 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

□ 監査法人にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの

(3) 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

(削る)

三 前二号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの

(不動産の鑑定評価を要する権利等)

第二百二十二条の二 法第二百一条第一項に規定する政令で定めるもの

規定する鑑定評価を行う者

(3) 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

□ 監査法人にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

(3) 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

三 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの(特定資産が不動産及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。)

イ 当該信託会社等の役員又は使用人

ロ 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第二項に規定する鑑定評価を行う者

ハ 不動産の鑑定評価に関する法律の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

四 前三号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの

(新設)

は、第十六条の二各号に掲げるものとする。

(特定資産の価格等を調査する者)

第二百二十四条 法第二百一条第二項に規定する政令で定めるものは、資産保管会社の利害関係人等（当該資産保管会社の親法人等、子法人等及び特定個人株主並びにこれらに準ずるものとして内閣府令で定める者をいう。）以外の者であつて、次に掲げる者とする。

- 一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの
- イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(削る)

- (2) 弁護士法の規定により、法第二百一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの

(2) 弁護士法の規定により、法第二百一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二 公認会計士又は監査法人であつて次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(削る)

- (2) 公認会計士法の規定により、法第二百一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

(特定資産の価格等を調査する者)

第二百二十四条 法第二百一条第一項に規定する政令で定めるものは、資産保管会社の利害関係人等（当該資産保管会社の親法人等、子法人等及び特定個人株主並びにこれらに準ずるものとして内閣府令で定める者をいう。）以外の者であつて、次に掲げる者とする。

- 一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの
- イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) 法第二百一条第二項の規定により鑑定評価を行う者

- (3) 弁護士法の規定により、法第二百一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

(2) 弁護士法の規定により、法第二百一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二 公認会計士又は監査法人であつて次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) 法第二百一条第二項の規定により鑑定評価を行う者

- (3) 公認会計士法の規定により、法第二百一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

口 監査法人にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの

(3) 公認会計士法の規定により、法第二百一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

(削る)

三 前二号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの

(関係行政機関の長との協議等)

第三百三十二条 法第二百二十四条の二の政令で定める内閣府令は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に関し定められる次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第十一条各項の内閣府令

三 (略)

四 法第五十四条第一項において準用する法第十一条各項の内閣府

口 監査法人にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

(3) 公認会計士法の規定により、法第二百一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

三 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの(特定資産が不動産及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。)

イ 当該投資法人又はその資産運用会社若しくは資産保管会社の役員又は使用人

ロ 法第二百一条第二項の規定により鑑定評価を行う者

ハ 不動産の鑑定評価に関する法律の規定により、法第二百一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

四 前三号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの

(関係行政機関の長との協議等)

第三百三十二条 法第二百二十四条の二の政令で定める内閣府令は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に関し定められる次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第十一条第一項の内閣府令

三 (略)

四 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の内閣

令

五〇七 (略)

八 法第二百一条各項の内閣府令

九〇十五 (略)

2〇6 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第二百二十五条 法第二百二十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「長官権限」という。)のうち、法第二編第一章の規定による権限(同条第四項の規定及び前条の規定により委員会に委任されたものを除く。)は、金融商品取引業者の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、法第二十二條第一項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 長官権限のうち、法第二編第二章の規定による権限(法第二百二十五条第四項の規定により委員会に委任されたものを除く。)は、信託会社等の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

3 長官権限のうち、法第三編第一章及び第二章の規定による権限(法第二百二十五条第二項及び第四項の規定並びに前条の規定により委員会に委任されたものを除く。)並びに第百十七條第九号の承認

府令

五〇七 (略)

八 法第二百一条第一項の内閣府令

九〇十五 (略)

2〇6 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第二百二十五条 法第二百二十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「長官権限」という。)のうち、法第二編第一章の規定による権限(前条の規定により委員会に委任されたものを除く。)は、金融商品取引業者の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、法第二十二條第一項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 長官権限のうち、法第二編第二章の規定による権限は、信託会社等の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

3 長官権限のうち、法第三編第一章及び第二章の規定による権限(法第二百二十五条第二項の規定及び前条の規定により委員会に委任されたものを除く。)並びに第百十七條第九号の承認の権限は、投

の権限は、投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、法第二百十三条第一項から第五項までの規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

4～6（略）

（委員会の権限の財務局長等への委任）

第二百二十六条（略）

2・3（略）

4 長官権限のうち法第二百二十五条第四項の規定により委員会に委任された同項第一号に掲げる権限は、法第二十六条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、「第六十条第一項、第二百九条第一項若しくは第二百二十三条第一項に規定する行為を現に行い、若しくは行おうとする者の主たる事務所の所在地又は当該行為が行われ、若しくは行われようとする地を管轄する財務局長（当該所在地又は当該行われ、若しくは行われようとする地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）」に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

5 前項の委員会の権限については、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、次項又は第七項の規定により法第二十六条第一項、第六十条第一項、第二百九条第一項又は第二百二十三条第一項の規定による申立て（第八項及び第九項において「禁止命令等

投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、法第二百十三条第一項から第五項までの規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

4～6（略）

（委員会の権限の財務局長等への委任）

第二百二十六条（略）

2・3（略）

（新設）

（新設）

の申立て」という。)の関係人又は参考人(以下この条において「関係人等」という。)に対して法第二十六条第七項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)、第六十条第三項、第二十九條第三項又は第二百二十三條第三項において準用する金融商品取引法第八十七條の規定による処分(第八項及び第九項において「調査のための処分」という。)を行った財務局長又は福岡財務支局長も行うことができる。

6 長官権限のうち法第二百二十五條第四項の規定により委員会に委任された同項第二号に掲げる権限は、関係人等の住所又は居所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内

にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

7 前項の委員会の権限で関係人等の営業所その他必要な場所(以下この項及び次項において「関係人等の営業所等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該関係人等の営業所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

8 前項の規定により関係人等に対して調査のための処分を行った財務局長又は福岡財務支局長は、その管轄区域外にある同一の禁止命令等の申立てに係る関係人等の営業所等に関する調査のための処分の必要を認めるときは、当該関係人等に対し、当該調査のための処分を行うことができる。

(新設)

(新設)

(新設)

9

第七項の規定により関係人等に対して調査のための処分を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該関係人等以外の同一の禁止命令等の申立てに係る関係人等に対して調査のための処分を行う必要を認めるときは、当該関係人等以外の同一の禁止命令等の申立てに係る関係人等に対して調査のための処分を行うことができる。

(新設)

四 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）

改正案

現行

（法第七十二条の七第四号の二イの事項等）

第三十七条の十四の三 法第七十二条の七第四号の二イに規定する政

令で定める事項は、同号に規定する特定目的信託の効力が生じた日から同号イに規定する社債的受益権の元本の償還が完了する日までの期間が二十年以下であることとする。

（新設）

2 法第七十二条の七第四号の二ロに規定する政令で定める要件は、

同号ロに規定する特定資産について、同号に規定する特定目的信託の効力が生じた時から当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時まで引き続き同号に規定する原委託者において、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従い同号に規定する受託信託会社等への譲渡がなかつたものとして会計処理が行われており、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであることとする。

一 当該信託契約において、当該原委託者により当該受託信託会社等から買い戻されなければならない旨が定められていること。

二 当該信託契約の締結に際し、当該受託信託会社等が当該特定資産を当該原委託者に売り戻すことができる権利を当該原委託者が当該受託信託会社等に付与していること。

附則

附則

<p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法附則第十一条第三項に規定する政令で定める特定目的会社は、次に掲げる要件に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされた資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（以下この項及び次項において「特定目的会社」といふ。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 資産流動化計画に資産の流動化に関する法律第十二条第二項に規定する特定借入れについての定めがあるときは、当該特定借入れが当該特定目的会社に対して同条第六項に規定する特定出資をした者からのものでないこと。</p> <p>三（略）</p> <p>4～20（略）</p>	<p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法附則第十一条第三項に規定する政令で定める特定目的会社は、次に掲げる要件に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされた資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（以下この項及び次項において「特定目的会社」といふ。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 資産流動化計画に資産の流動化に関する法律第十二条第二項に規定する特定借入れについての定めがあるときは、当該特定借入れが当該特定目的会社に対して同条第六項に規定する特定出資をした者からのものでないこと。</p> <p>三（略）</p> <p>4～20（略）</p>
--	--

五 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）

改正案	現行
<p>（振替国債等の利子の課税の特例）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 非居住者又は外国法人が次の各号に掲げる口座において最初に振替国債（利子が支払われるものに限る。以下この項及び第二十四項において「利付振替国債」という。）又は振替地方債の振替記載等（法第五条の二第七項第六号に規定する振替記載等をいう。以下この条において同じ。）を受ける場合において、当該振替記載等を受ける際、当該各号に掲げる口座の区分に応じ当該各号に定める者が、当該非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び法第五条の二第一項第一号に規定する住所（以下この条において「住所」という。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この項及び次項において「特例書類」という。）を作成し、当該特例書類を同号に規定する税務署長に対し提出したときは、当該非居住者又は外国法人は、当該利付振替国債又は振替地方債につき同号の規定による非課税適用申告書の提出をしたものとみなす。ただし、当該特例書類に記載すべき氏名又は名称及び住所が、法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十三項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定によりされた確認（第一号、次項及び第二</p>	<p>（振替国債等の利子の課税の特例）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 非居住者又は外国法人が次の各号に掲げる口座において最初に振替国債（利子が支払われるものに限る。以下この項及び第二十四項において「利付振替国債」という。）又は振替地方債の振替記載等（法第五条の二第七項第六号に規定する振替記載等をいう。以下この条において同じ。）を受ける場合において、当該振替記載等を受ける際、当該各号に掲げる口座の区分に応じ当該各号に定める者が、当該非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び法第五条の二第一項第一号に規定する住所（以下この条において「住所」という。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この項及び次項において「特例書類」という。）を作成し、当該特例書類を同号に規定する税務署長に対し提出したときは、当該非居住者又は外国法人は、当該利付振替国債又は振替地方債につき同号の規定による非課税適用申告書の提出をしたものとみなす。ただし、当該特例書類に記載すべき氏名又は名称及び住所が、法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十三項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定によりされた確認（第一号、次項及び第二</p>

十四項において「特定振替社債等に係る確認」という。）又は法第四十一条の十二第十二項の規定によりされた確認（第二十六条の十八第六項の規定によりされた確認を含む。第二号、次項及び第二十四項において「特定振替国債等に係る確認」という。）がされた当該非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び住所と異なるとき（当該非居住者又は外国法人が法第五条の二第四項に規定する組合契約に係る同項に規定する組合財産又は同項に規定する信託の信託財産に属する振替国債又は振替地方債の利子につき支払を受ける場合にあっては、当該特例書類に記載すべき当該組合契約に係る組合又は当該信託の名称その他の財務省令で定める事項が、法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十六項若しくは第十七項の規定による帳簿に記載若しくは記録がされ、又は次条第十五項において準用する第三十五項の規定により作成した同項に規定する非課税適用申告書等の写しに記載された当該組合又は当該信託の名称その他の財務省令で定める事項と異なるときを含む。）は、この限りでない。

一・二（略）

4～51（略）

（振替社債等の利子等の課税の特例）

第三条の二 法第五条の三第一項及び第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

十四項において「特定振替社債等に係る確認」という。）又は法第四十一条の十二第十二項の規定によりされた確認（第二十六条の十八第六項の規定によりされた確認を含む。第二号、次項及び第二十四項において「特定振替国債等に係る確認」という。）がされた当該非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び住所と異なるとき（当該非居住者又は外国法人が法第五条の二第四項に規定する組合契約に係る同項に規定する組合財産又は同項に規定する信託の信託財産に属する振替国債又は振替地方債の利子につき支払を受ける場合にあっては、当該特例書類に記載すべき当該組合契約に係る組合又は当該信託の名称その他の財務省令で定める事項が、法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十六項若しくは第十七項の規定による帳簿に記載若しくは記録がされ、又は次条第十四項において準用する第三十五項の規定により作成した同項に規定する非課税適用申告書等の写しに記載された当該組合又は当該信託の名称その他の財務省令で定める事項と異なるときを含む。）は、この限りでない。

一・二（略）

4～51（略）

（振替社債等の利子等の課税の特例）

第三条の二 法第五条の三第一項及び第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

<p>1 非居住者又は外国法人が所有している法第五条の三第四項第一号に規定する特定振替社債等（以下この条において「特定振替社債等」という。）に係る法第五条の三第一項に規定する所有期間（次号において「所有期間」という。）の初日が当該特定振替社債等の利子又は所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当（以下この条において「利子等」という。）の計算期間の初日以前である場合 当該計算期間に対応する利子等の額</p> <p>2 非居住者又は外国法人が所有している特定振替社債等に係る所有期間の初日が当該特定振替社債等の利子等の計算期間の初日後である場合 当該計算期間に対応する利子等の額に当該所有期間の日数を乗じこれを当該計算期間の日数で除して計算した金額</p> <p>3 法第五条の三第二項に規定する政令で定めるものは第八項第五号に掲げるものとし、同条第二項に規定する政令で定める者は同号に掲げるものに係る特定目的信託の資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百二十四条に規定する原委託者とする。</p> <p>4 法第五条の三第二項に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>5 特定振替社債等の法第五条の三第二項に規定する発行者（以下この条において「発行者」という。）と他の者との間にいずれか一方の者（当該者が個人である場合には、これと法人税法施行令第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人を含む。）が他方の者（法人に限る。）を直接又は間接に支配する関係がある場合における当該他の者</p>	<p>1 非居住者又は外国法人が所有している法第五条の三第四項第一号に規定する特定振替社債等（以下この条において「特定振替社債等」という。）に係る法第五条の三第一項に規定する所有期間（次号において「所有期間」という。）の初日が当該特定振替社債等の利子の計算期間の初日以前である場合 当該計算期間に対応する利子の額</p> <p>2 非居住者又は外国法人が所有している特定振替社債等に係る所有期間の初日が当該特定振替社債等の利子の計算期間の初日後である場合 当該計算期間に対応する利子の額に当該所有期間の日数を乗じこれを当該計算期間の日数で除して計算した金額</p> <p>（新設）</p> <p>3 法第五条の三第二項に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>4 特定振替社債等の発行をする者と他の者との間にいずれか一方の者（当該者が個人である場合には、これと法人税法施行令第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人を含む。）が他方の者（法人に限る。）を直接又は間接に支配する関係がある場合における当該他の者</p>
--	---

二 特定振替社債等の発行者と他の者（法人に限る。）との間に同一の者（当該者が個人である場合には、これと法人税法施行令第四條第一項に規定する特殊の関係のある個人を含む。）が当該発行者及び当該他の者を直接又は間接に支配する関係がある場合における当該他の者

4・5（略）

6 法第五條の三第二項及び第三項の場合において、特定振替社債等の利子等の支払を受ける者が当該特定振替社債等の発行者の特殊関係者（同條第二項に規定する特殊関係者をいう。以下この条において同じ。）であるかどうかの判定は、当該利子等の計算期間ごとに当該計算期間に対応する利子等について当該発行者の当該計算期間の初日を含む事業年度（法第二條第二項第十九号に規定する事業年度をいう。第十八項において同じ。）開始の時の現況により行うものとする。

7 法第五條の三第三項に規定する政令で定める利子等は、次に掲げる利子等とする。

- 一 所得税法第六十四條第一項第一号に掲げる非居住者が支払を受ける利子等のうち、当該非居住者の同号に規定する事業を行う一定の場所を通じて国内において行う事業に帰せられるもの
- 二 所得税法第六十四條第一項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受ける利子等のうち、当該非居住者のこれらの号に規定する事業に帰せられるもの

8 法第五條の三第四項第一号に規定する政令で定めるものは、次に

二 特定振替社債等の発行をする者と他の者（法人に限る。）との間に同一の者（当該者が個人である場合には、これと法人税法施行令第四條第一項に規定する特殊の関係のある個人を含む。）が当該発行をする者及び当該他の者を直接又は間接に支配する関係がある場合における当該他の者

3・4（略）

5 法第五條の三第二項及び第三項の場合において、特定振替社債等の利子の支払を受ける者が当該特定振替社債等の発行をする者の特殊関係者（同條第二項に規定する特殊関係者をいう。以下この条において同じ。）であるかどうかの判定は、当該利子の計算期間ごとに当該計算期間に対応する利子等について当該発行をする者の当該計算期間の初日を含む事業年度（法第二條第二項第十九号に規定する事業年度をいう。第十七項において同じ。）開始の時の現況により行うものとする。

6 法第五條の三第三項に規定する政令で定める利子は、次に掲げる利子とする。

- 一 所得税法第六十四條第一項第一号に掲げる非居住者が支払を受ける利子のうち、当該非居住者の同号に規定する事業を行う一定の場所を通じて国内において行う事業に帰せられるもの
- 二 所得税法第六十四條第一項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受ける利子のうち、当該非居住者のこれらの号に規定する事業に帰せられるもの

7 法第五條の三第四項第一号に規定する政令で定めるものは、次に

掲げるものとする。

一〇四（略）

五 社債、株式等の振替に関する法律第二百二十四条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第二百二十四条に規定する特定目的信託受益権のうち社債的受益権（資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権をいう。第十項において同じ。）に該当するもの

六〇九（略）

9| 法第五条の三第四項第一号に規定する政令で定める指標は、次に掲げるものとする。

一 振替社債等の発行者等（法第五条の三第四項第一号に規定する振替社債等の発行者又は当該発行者の特殊関係者をいう。以下この項において同じ。）の事業に係る利益の額又は売上金額、収入金額その他の収益の額

二〇三（略）

10| 法第五条の三第四項第二号に規定する政令で定めるものは、社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項第四号から第七号まで、第十号、第十一号、第十四号、第十九号及び第二十号に掲げるもの（同項第十号に掲げるものにあつては、社債的受益権に該当するものに限る。）とする。

11・12（略）

13| 特定振替社債等につき法第五条の三第四項第五号の承認を受けよ

掲げるものとする。

一〇四（略）

（新設）

五〇八（略）

8| 法第五条の三第四項第一号に規定する政令で定める指標は、次に掲げるものとする。

一 振替社債等の発行者等（法第五条の三第四項第一号に規定する振替社債等の発行をする者又は当該発行をする者の特殊関係者をいう。以下この項において同じ。）の事業に係る利益の額又は売上金額、収入金額その他の収益の額

二〇三（略）

9| 法第五条の三第四項第二号に規定する政令で定めるものは、社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項第四号から第七号まで、第十一号、第十四号、第十九号及び第二十号に掲げるものとする。

10・11（略）

12| 特定振替社債等につき法第五条の三第四項第五号の承認を受けよ

うとする者が法第五条の二第一項に規定する振替国債につき同条第七項第四号の承認を受けている場合における第十一項の規定の適用については、同項中「その他財務省令で定める書類」とあるのは、「及び法第五条の二第一項に規定する振替国債につき同条第七項第四号の承認を受けていることを証する書類」とする。この場合において、同項の申請書の提出があつたときは、その提出の時ににおいて法第五条の三第四項第五号の承認があつたものとみなす。

14) 特定振替社債等につき法第五条の三第四項第五号の承認を受けようとする者が法第五条の二第一項に規定する振替地方債につき同条第七項第四号の承認を受けている場合における第十一項の規定の適用については、同項中「その者が法第五条の二第七項第七号に規定する外国口座管理機関である旨を法第五条の三第四項第二号に規定する特定振替機関（以下この項において「特定振替機関」という。）が証する書類その他財務省令で定める書類」とあるのは「法第五条の二第一項に規定する振替地方債につき同条第七項第四号の承認を受けていることを証する書類」と、「当該特定振替機関」とあるのは「法第五条の三第四項第二号に規定する特定振替機関」とする。この場合において、同項の申請書の提出があつたときは、その提出の時ににおいて法第五条の三第四項第五号の承認があつたものとみなす。

15) 前条第二項から第六項まで、第九項から第十一項まで、第十六項、第二十一項から第三十二項まで、第三十四項から第三十九項まで、第四十一項から第四十五項まで及び第四十八項から第五十一項ま

うとする者が法第五条の二第一項に規定する振替国債につき同条第七項第四号の承認を受けている場合における第十項の規定の適用については、同項中「その他財務省令で定める書類」とあるのは、「及び法第五条の二第一項に規定する振替国債につき同条第七項第四号の承認を受けていることを証する書類」とする。この場合において、同項の申請書の提出があつたときは、その提出の時ににおいて法第五条の三第四項第五号の承認があつたものとみなす。

13) 特定振替社債等につき法第五条の三第四項第五号の承認を受けようとする者が法第五条の二第一項に規定する振替地方債につき同条第七項第四号の承認を受けている場合における第十項の規定の適用については、同項中「その者が法第五条の二第七項第七号に規定する外国口座管理機関である旨を法第五条の三第四項第一号に規定する特定振替機関（以下この項において「特定振替機関」という。）が証する書類その他財務省令で定める書類」とあるのは「法第五条の二第一項に規定する振替地方債につき同条第七項第四号の承認を受けていることを証する書類」と、「当該特定振替機関」とあるのは「法第五条の三第四項第二号に規定する特定振替機関」とする。この場合において、同項の申請書の提出があつたときは、その提出の時ににおいて法第五条の三第四項第五号の承認があつたものとみなす。

14) 前条第二項から第六項まで、第九項から第十一項まで、第十六項、第二十一項から第三十二項まで、第三十四項から第三十九項まで、第四十一項から第四十五項まで及び第四十八項から第五十一項ま

での規定は、法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第二項から第四項まで、第六項、第八項から第十項まで、第十二項から第二十二項まで及び第二十四項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
前条第三項	(略)	(略)
	次条第十五項において準用する第三十五項	(略)
(略)	(略)	(略)

16) 法第五条の三第一項第一号に規定する書類（以下この項において「非課税適用申告書」という。）を提出した者（前項において準用する前条第三項の規定により非課税適用申告書を提出したものとみなされる者を含む。）は、その有する特定振替社債等につきその発行者の特殊関係者に該当することとなつた場合には、当該特定振替社債等につきその該当することとなつた日以後最初の利子等の計算期間の初日の前日（その該当することとなつた日が当該計算期間の

での規定は、法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第二項から第四項まで、第六項、第八項から第十項まで、第十二項から第二十二項まで及び第二十四項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
前条第三項	(略)	(略)
	次条第十四項において準用する第三十五項	(略)
(略)	(略)	(略)

15) 法第五条の三第一項第一号に規定する書類（以下この項において「非課税適用申告書」という。）を提出した者（前項において準用する前条第三項の規定により非課税適用申告書を提出したものとみなされる者を含む。）は、その有する特定振替社債等につきその発行者の特殊関係者に該当することとなつた場合には、当該特定振替社債等につきその該当することとなつた日以後最初の利子の計算期間の初日の前日（その該当することとなつた日が当該計算期

初日である場合には、同日(までに、当該発行者の特殊関係者に該当することとなつた旨その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、当該非課税適用申告書を提出した法第五条の三第一項に規定する特定振替機関等(次項において「特定振替機関等」という。))又は同条第四項第五号に規定する適格外国仲介業者(次項において「適格外国仲介業者」という。))に提出しなければならない。

17) 前項の規定により同項の書類の提出を受けた特定振替機関等又は適格外国仲介業者は、当該書類を提出した者の各人別に、当該書類を提出した者が同項の特定振替社債等の発行者の特殊関係者に該当することとなつた日その他の財務省令で定める事項を法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十六項に規定する帳簿に記載し、又は記録し、財務省令で定めるところにより、当該書類を保存しなければならない。

18) 特定振替社債等の発行者は、法第五条の三第一項又は第三項後段の規定の適用があるものとして当該特定振替社債等の利子等につき法第九条の六第四項又は所得税法第二百十二条の規定による所得税の徴収がされなかつた場合には、当該発行者の当該利子等の計算期間の初日を含む事業年度開始の時における当該発行者の特殊関係者である非居住者又は外国人法人に係る法第五条の三第六項に規定する書類を、当該利子等の支払の日以後二月以内に、当該利子等の支払をする者の当該利子等に係る所得税法第十七条の規定による納税地(同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指

間の初日である場合には、同日(までに、当該発行をする者の特殊関係者に該当することとなつた旨その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、当該非課税適用申告書を提出した法第五条の三第一項に規定する特定振替機関等(次項において「特定振替機関等」という。))又は同条第四項第五号に規定する適格外国仲介業者(次項において「適格外国仲介業者」という。))に提出しなければならない。

16) 前項の規定により同項の書類の提出を受けた特定振替機関等又は適格外国仲介業者は、当該書類を提出した者の各人別に、当該書類を提出した者が同項の特定振替社債等の発行をする者の特殊関係者に該当することとなつた日その他の財務省令で定める事項を法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十六項に規定する帳簿に記載し、又は記録し、財務省令で定めるところにより、当該書類を保存しなければならない。

17) 特定振替社債等の発行をした者で法第五条の三第一項又は第三項後段の規定の適用があるものとして当該特定振替社債等の利子につき所得税法第二百十二条の規定による所得税の徴収をしなかつたものは、その者の当該利子の計算期間の初日を含む事業年度開始の時における当該発行をした者の特殊関係者である非居住者又は外国人法人に係る法第五条の三第六項に規定する書類を、当該利子の支払の日以後二月以内に、当該発行をした者の当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地(同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)の所轄税務署長に提

定をされた納税地)の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、既にこの項又は次条第三十四項の規定により当該事業年度開始の時に係る当該書類又は同項に規定する書類を提出している場合は、この限りでない。

19 法第五条の三第五項において準用する法第五条の二十二項の規定の適用がある場合における第五条第二項の規定の適用については、同項中「同項第八号」とあるのは、「法第五条の三第五項において準用する法第五条の二十二項の規定の適用がある場合を除き、所得税法第二百二十五条第一項第八号」とする。

(民間国外債等の利子の課税の特例)

第三条の二の二 (略)

2 } 33 (略)

34 民間国外債の発行をした者で法第六条第四項又は第六項後段の規定の適用があるものとして当該民間国外債の利子につき所得税法第二百十二条の規定による所得税の徴収をしなかつたものは、その者の当該利子の支払の日を含む事業年度開始の時ににおける当該発行をした者の特殊関係者である非居住者又は外国人に係る法第六条第十二項に規定する書類を、当該利子の支払の日以後二月以内に、当該発行をした者の当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地(同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、既にこの項又は前条第十八項の規定により当該事業年度

出しなければならない。ただし、既にこの項又は次条第三十四項の規定により当該事業年度開始の時に係る当該書類又は同項に規定する書類を提出している場合は、この限りでない。

(新設)

(民間国外債等の利子の課税の特例)

第三条の二の二 (略)

2 } 33 (略)

34 民間国外債の発行をした者で法第六条第四項又は第六項後段の規定の適用があるものとして当該民間国外債の利子につき所得税法第二百十二条の規定による所得税の徴収をしなかつたものは、その者の当該利子の支払の日を含む事業年度開始の時ににおける当該発行をした者の特殊関係者である非居住者又は外国人に係る法第六条第十二項に規定する書類を、当該利子の支払の日以後二月以内に、当該発行をした者の当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地(同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、既にこの項又は前条第十七項の規定により当該事業年度

開始の時に係る当該書類又は同項に規定する書類を提出している場合は、この限りでない。

(金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用)

第三条の三 法第八条第一項に規定する政令で定める金融機関は、第二条の三十七に規定する金融機関のほか、生命保険会社、損害保険会社、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、農林中央金庫、信用金庫連合会、労働金庫連合会、火災共済協同組合、火災共済協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、信用協同組合連合会及び株式会社日本政策投資銀行とする。ただし、これらの金融機関が国内に本店又は主たる事務所を有せず、かつ、その国外の営業所が法第八条第一項に規定する利子、収益の分配又は剰余金の配当（次項において「利子等」という。）の支払を受ける場合には、当該金融機関が所得税法施行令第三百四条各号に掲げる要件に準ずる要件を備えている場合に限るものとする。

2 前項ただし書の金融機関が支払を受ける利子等で法第八条第一項の規定の適用を受けるものは、当該金融機関が、財務省令で定めるところにより、前項ただし書の要件を備えている旨の納税地の所轄税務署長の証明書の交付を受け、これをその利子等の支払をする者に提示した場合において、当該証明書が効力を有している期間内に支払われた当該利子等に限るものとする。

開始の時に係る当該書類又は同項に規定する書類を提出している場合は、この限りでない。

(その受ける利子所得について源泉徴収されない金融機関等)

第三条の三 法第八条第一項に規定する政令で定める金融機関は、第二条の三十七に規定する金融機関のほか、生命保険会社、損害保険会社、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、農林中央金庫、信用金庫連合会、労働金庫連合会、火災共済協同組合、火災共済協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、信用協同組合連合会及び株式会社日本政策投資銀行とする。ただし、これらの金融機関が国内に本店又は主たる事務所を有せず、かつ、その国外の営業所が法第八条第一項に規定する利子又は収益の分配（次項において「利子又は収益の分配」という。）の支払を受ける場合には、当該金融機関が所得税法施行令第三百四条各号に掲げる要件に準ずる要件を備えている場合に限るものとする。

2 前項ただし書の金融機関が支払を受ける利子又は収益の分配で法第八条第一項の規定の適用を受けるものは、当該金融機関が、財務省令で定めるところにより、前項ただし書の要件を備えている旨の納税地の所轄税務署長の証明書の交付を受け、これをその利子又は収益の分配の支払をする者に提示した場合において、当該証明書が効力を有している期間内に支払われた当該利子又は収益の分配に限るものとする。

3 法第八条第一項第一号に規定する政令で定める利子は、同号に規定する金融機関の社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿（第五項及び第九項において「振替口座簿」という。）に記載又は記録がされた公社債で、当該金融機関がその引き受けた所得税法第七十六条第三項に規定する集団投資信託、法第九条の第四二項に規定する証券投資信託以外の投資信託及び同条第三項に規定する特定目的信託の信託財産以外の信託財産（第五項において「集団投資信託等の信託財産以外の信託財産」という。）に属するものの利子とする。

4 (略)

5 法第八条第一項第四号に規定する政令で定める剰余金の配当は、同号に規定する金融機関の振替口座簿に記載又は記録がされた同項に規定する社債的受益権（第九項において「社債的受益権」という。）で、当該金融機関がその引き受けた集団投資信託等の信託財産以外の信託財産に属するものの同条第一項に規定する剰余金の配当とする。

6・7 (略)

8 法第八条第三項に規定する公社債及び社債的受益権の主たる取引者として政令で定める内国法人は、次項の確認を受けた内国法人とする。

9 法第八条第三項に規定する政令で定める公社債の利子等は、同項に規定する内国法人が支払を受ける公社債の利子等（同条第二項に規定する公社債の利子等をいう。以下この項において同じ。）で、

3 法第八条第一項第一号に規定する政令で定める利子は、同号に規定する金融機関の社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿に記載又は記録がされた公社債で、当該金融機関がその引き受けた所得税法第七十六条第三項に規定する集団投資信託、法第九条の第四二項に規定する証券投資信託以外の投資信託及び同条第三項に規定する特定目的信託の信託財産以外の信託財産に属するものの利子とする。

4 (略)

(新設)

7 法第八条第三項に規定する公社債の主たる取引者として政令で定める内国法人は、次項の確認を受けた内国法人とする。

5・6 (略)

8 法第八条第三項に規定する政令で定める公社債の利子は、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿に記載又は記録がされた内国法人が有する公社債の利子で、当該記載又は記録をした

当該公社債の利子等に係る公社債又は社債的受益権を振替口座簿に記載又は記録をした所得税法施行令第三百三十六条第二項第三号に規定する振替機関等の営業所又は事務所その他これらに準ずるもの（次項において「振替機関等の営業所等」という。）の長が、当該内国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びにその資本金の額又は出資金の額が一億円以上であることにつき財務省令で定めるところにより確認をした日以後一年を経過する日までの期間内に開始する公社債の利子等の計算期間に対応するものとする。

10|  
(略)

(特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例)  
第四条の七 (略)

2 (略)

3 法第九条の四第一項第二号に規定する政令で定める特定目的会社は、同号に規定する特定目的会社のうち、当該特定目的会社の資産の流動化に関する法律第二条第四項に規定する資産流動化計画において同条第一項に規定する特定資産の取得価額（当該資産流動化計画に記載又は記録された取得価額をいう。以下この項において同じ。）の総額のうち有価証券の取得価額の合計額の占める割合が百分の五十を超えることとされているもの（財務省令で定めるものを除く。）とする。

4 (略)

所得税法施行令第三百三十六条第二項第三号に規定する振替機関等の営業所又は事務所その他これらに準ずるもの（次項において「振替機関等の営業所等」という。）の長が、当該内国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びにその資本金の額又は出資金の額が一億円以上であることにつき財務省令で定めるところにより確認をした日以後一年を経過する日までの期間内に開始する利子の計算期間に対応するものとする。

9|  
(略)

(特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例)  
第四条の七 (略)

2 (略)

3 法第九条の四第一項第二号に規定する政令で定める特定目的会社は、同号に規定する特定目的会社のうち、当該特定目的会社の資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第四項に規定する資産流動化計画において同条第一項に規定する特定資産の取得価額（当該資産流動化計画に記載又は記録された取得価額をいう。以下この項において同じ。）の総額のうち有価証券の取得価額の合計額の占める割合が百分の五十を超えることとされているもの（財務省令で定めるものを除く。）とする。

4 (略)

(特定振替社債等の発行者の特殊関係者の判定等)

第二十六条の二十二 法第四十一条の十三第二項の場合において、同項に規定する特定振替社債等(以下この項において「特定振替社債等」という。)の同条第二項に規定する償還差益の支払を受ける者が当該特定振替社債等の同項に規定する発行者(以下この項において「発行者」という。)の同条第二項に規定する特殊関係者であるかどうかの判定は、当該発行者の当該支払を受ける者が当該特定振替社債等を取得した日を含む事業年度(法第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。次項において同じ。)開始の時の現況により行うものとする。

2・3 (略)

(外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例)  
第二十七条の二 (略)

2・3 (略)

4 第三条の二第八項の規定は法第四十二条の二第一項第一号に規定する政令で定めるものについて、第三条の二第三項の規定は同号に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、同条第九項の規定は同号に規定する政令で定める指標について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項各号中「特定振替社債等」とあるのは「法第四十二条の二第一項第一号に規定する振替社債等」と、同条第九項第一号中「第五条の三第四項第一号」とあるのは「第四十二条の二第一項第一号」と読み替えるものとする。

(特定振替社債等の発行をする者の特殊関係者の判定等)

第二十六条の二十二 法第四十一条の十三第二項の場合において、同項に規定する特定振替社債等(以下この項において「特定振替社債等」という。)の同条第二項に規定する償還差益の支払を受ける者が当該特定振替社債等の発行をする者の同項に規定する特殊関係者であるかどうかの判定は、当該発行をする者の当該支払を受ける者が当該特定振替社債等を取得した日を含む事業年度(法第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。次項において同じ。)開始の時の現況により行うものとする。

2・3 (略)

(外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例)  
第二十七条の二 (略)

2・3 (略)

4 第三条の二第七項の規定は法第四十二条の二第一項第一号に規定する政令で定めるものについて、第三条の二第二項の規定は同号に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、同条第八項の規定は同号に規定する政令で定める指標について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項各号中「特定振替社債等」とあるのは「法第四十二条の二第一項第一号に規定する振替社債等」と、同条第八項第一号中「第五条の三第四項第一号」とあるのは「第四十二条の二第一項第一号」と読み替えるものとする。

5 } 14 (略)

(特定目的会社に係る課税の特例)

第三十九条の三十二の二 (略)

2 法第六十七条の十四第一項第一号ロ②に規定する政令で定めるものは、金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家である資産の流動化に関する法律(以下この条において「資産流動化法」という。)(第二条第三項に規定する特定目的会社(以下この条において「特定目的会社」という。)(で、資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産(第一号及び第七項第一号において「特定資産」という。)(が次に掲げる資産のみであるもの(第八項において「特定債権流動化特定目的会社」という。)(とする。

一 (略)

二 不動産等流動化特定目的会社が資産流動化法第二条第十二項に規定する特定借入れ(第八項第二号において「特定借入れ」という。)(を行う場合の当該不動産等流動化特定目的会社に対する貸付金

三 (略)

3 } 7 (略)

8 法第六十七条の十四第一項第二号トに規定する政令で定める要件は、次に掲げる全ての要件とする。

一 (略)

二 特定目的会社が特定借入れを行っている場合には、その特定借

5 } 14 (略)

(特定目的会社に係る課税の特例)

第三十九条の三十二の二 (略)

2 法第六十七条の十四第一項第一号ロ②に規定する政令で定めるものは、金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家である資産の流動化に関する法律(以下この条において「資産流動化法」という。)(第二条第三項に規定する特定目的会社(以下この条において「特定目的会社」という。)(で、資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産(第一号及び第七項第一号において「特定資産」という。)(が次に掲げる資産のみであるもの(第八項において「特定債権流動化特定目的会社」という。)(とする。

一 (略)

二 不動産等流動化特定目的会社が資産流動化法第二条第十二項に規定する特定借入れ(第八項において「特定借入れ」という。)(を行う場合の当該不動産等流動化特定目的会社に対する貸付金

三 (略)

3 } 7 (略)

8 法第六十七条の十四第一項第二号トに規定する政令で定める要件は、次に掲げる全ての要件とする。

一 (略)

二 特定目的会社が特定借入れを行っている場合には、その特

入れが法第六十七條の十四第一項第一号ロ②に規定する機関投資家又は特定債権流動化特定目的会社からのものであり、かつ、当該特定目的会社に対して資産流動化法第二条第六項に規定する特定出資をした者からのものでないこと。

9～14 (略)

(恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例)

第三十九條の三十三の二 法人税法第四百一条第四号に掲げる外国法人(以下この条において「国内に恒久的施設を有しない外国法人」という。)が、特例適用投資組合契約等(特例適用投資組合契約(法第六十七條の十六第一項の規定の適用を受ける外国法人が締結している当該適用に係る投資組合契約をいう。以下この項において同じ。))及び投資組合契約(当該国内に恒久的施設を有しない外国法人が特例適用投資組合契約以外の投資組合契約につき第一号及び第二号に掲げる要件を満たす場合の当該投資組合契約に限る。以下この項において同じ。))をいう。以下この条において同じ。)を締結している場合において、法人税法施行令第八十七條第六項各号に掲げる要件を満たす内国法人の株式又は出資の譲渡をしたとき(同条第七項の規定により同条第六項第二号に掲げる要件を満たす同号に規定する株式又は出資の譲渡をしたものとされる場合を含むものとし、当該内国法人の株式又は出資につき第三号に掲げる要件を満たす場合に限る。)は、当該内国法人の株式又は出資の譲渡については、同項及び同条第七項に規定する特殊関係株主等には、当該

定目的借入れが法第六十七條の十四第一項第一号ロ②に規定する機関投資家又は特定債権流動化特定目的会社からのものであり、かつ、当該特定目的会社に対して資産流動化法第二条第六項に規定する特定出資をした者からのものでないこと。

9～14 (略)

(恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例)

第三十九條の三十三の二 法人税法第四百一条第四号に掲げる外国法人(以下この条において「国内に恒久的施設を有しない外国法人」という。)が、特例適用投資組合契約等(特例適用投資組合契約(法第六十七條の十六第一項の規定の適用を受ける外国法人が締結している当該適用に係る投資組合契約をいう。以下この項において同じ。))及び投資組合契約(当該国内に恒久的施設を有しない外国法人が特例適用投資組合契約以外の投資組合契約につき第一号及び第二号に掲げる要件を満たす場合の当該投資組合契約に限る。以下この項において同じ。))をいう。以下この条において同じ。)を締結している場合において、法人税法施行令第八十七條第六項各号に掲げる要件を満たす内国法人の株式又は出資の譲渡をしたとき(同条第七項の規定により同条第六項第二号に掲げる要件を満たす同号に規定する株式又は出資の譲渡をしたものとされる場合を含むものとし、当該内国法人の株式又は出資につき第三号に掲げる要件を満たす場合に限る。)は、当該内国法人の株式又は出資の譲渡については、同項及び同条第七項に規定する特殊関係株主等には、当該

特例適用投資組合契約等に係る同条第四項第三号に掲げる者は含まれないものとして、同条の規定を適用する。

一・二（略）

三 譲渡事業年度終了の日以前三年内のいずれの時においても、当該国内に恒久的施設を有しない外国法人に係る法人税法施行令第百八十七条第一項第三号口の内国法人の特殊関係株主等（特例適用投資組合契約等に係る同条第四項第三号に掲げる者を除く。）が当該内国法人の発行済株式又は出資（社債的受益権（資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権をいう。以下この号において同じ。）を除く。）の総数又は総額の百分の二十五以上に相当する数又は金額の株式又は出資（社債的受益権を除き、当該特殊関係株主等が同条第四項第三号に規定する組合契約（当該特例適用投資組合契約等を除く。）に係る同号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限る。）を所有していなかったこと。

2 4（略）

（特定振替社債等の発行者の特殊関係者の判定等）

第三十九条の三十三の三 法第六十七条の十七第二項の場合において、同項に規定する特定振替社債等（以下この項において「特定振替社債等」という。）の同条第二項に規定する利子等（以下この項において「利子等」という。）又は同条第二項に規定する償還差益（以下この項において「償還差益」という。）の支払を受ける者が当

特例適用投資組合契約等に係る同条第四項第三号に掲げる者は含まれないものとして、同条の規定を適用する。

一・二（略）

三 譲渡事業年度終了の日以前三年内のいずれの時においても、当該国内に恒久的施設を有しない外国法人に係る法人税法施行令第百八十七条第一項第三号口の内国法人の特殊関係株主等（特例適用投資組合契約等に係る同条第四項第三号に掲げる者を除く。）が当該内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の百分の二十五以上に相当する数又は金額の株式又は出資（当該特殊関係株主等が同条第四項第三号に規定する組合契約（当該特例適用投資組合契約等を除く。）に係る同号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限る。）を所有していなかったこと。

2 4（略）

（特定振替社債等の発行をする者の特殊関係者の判定等）

第三十九条の三十三の三 法第六十七条の十七第二項の場合において、同項に規定する特定振替社債等（以下この項において「特定振替社債等」という。）の利子又は同条第二項に規定する償還差益（以下この項において「償還差益」という。）の支払を受ける者が当該特定振替社債等の発行をする者の同条第二項に規定する特殊関係者

該特定振替社債等の同条第二項に規定する発行者（以下この項において「発行者」という。）の同条第二項に規定する特殊関係者であるかどうかの判定は、当該特定振替社債等の利子等にあつてはその計算期間ごとに当該計算期間に対応する利子等について当該発行者の当該計算期間の初日を含む事業年度開始の時の現況により行うものとし、当該特定振替社債等の償還差益にあつては当該発行者の当該支払を受ける者が当該特定振替社債等を取得した日を含む事業年度開始の時の現況により行うものとする。

2）9（略）

10 法第六十七条の第十七第十項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法人税法第四百一条第一号に掲げる外国法人が支払を受ける法第六十七条の第十七第一項に規定する利子及び償還差益、同条第二項に規定する利子等及び償還差益、同条第三項に規定する利子及び発行差金、同条第六項に規定する償還差益若しくは同条第七項に規定する特定利子及び貸借料等（次号において「利子等」という。）又は法人税法第四百一条第一号に掲げる外国法人につき生ずる法第六十七条の第十七第九項に規定する損失の額（次号において「損失の額」という。）のうち、当該外国法人の法人税法第四百一条第一号に規定する事業を行う一定の場所を通じて国内において行う事業に帰せられるもの

二（略）

であるかどうかの判定は、当該特定振替社債等の利子にあつてはその計算期間ごとに当該計算期間に対応する利子について当該発行者の当該計算期間の初日を含む事業年度開始の時の現況により行うものとし、当該特定振替社債等の償還差益にあつては当該発行者の当該支払を受ける者が当該特定振替社債等を取得した日を含む事業年度開始の時の現況により行うものとする。

2）9（略）

10 法第六十七条の第十七第十項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法人税法第四百一条第一号に掲げる外国法人が支払を受ける法第六十七条の第十七第一項に規定する利子及び償還差益、同条第二項に規定する利子及び償還差益、同条第三項に規定する利子及び発行差金、同条第六項に規定する償還差益若しくは同条第七項に規定する特定利子及び貸借料等（次号において「利子等」という。）又は法人税法第四百一条第一号に掲げる外国法人につき生ずる法第六十七条の第十七第九項に規定する損失の額（次号において「損失の額」という。）のうち、当該外国法人の法人税法第四百一条第一号に規定する事業を行う一定の場所を通じて国内において行う事業に帰せられるもの

二（略）

(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)

第三十九条の三十五の二 法第六十八条の三の二第一項に規定する利益の分配の額として政令で定める金額は、資産の流動化に関する法律(以下この条において「資産流動化法」という。)第二百二十三条に規定する特定目的信託契約に基づき行われる受益権の権利者に対する金銭の分配の額(第八項において「金銭の分配の額」という。)のうち、資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産(第六項及び第七項第一号において「特定資産」という。)の管理又は処分により得られる利益の分配の額として財務省令で定める金額とする。

2 (略)

3 法第六十八条の三の二第一項第一号八に規定する受益権の募集が主として国内において行われるものとして政令で定めるものは、資産信託流動化計画(資産流動化法第二百二十六条第一項に規定する資産信託流動化計画をいう。以下この項において同じ。)において同号口(1)に規定する発行者により募集される受益権(社債的受益権(同号口(1)に規定する社債的受益権をいう。第七項において同じ。)(を除く。以下この項及び第五項第一号において同じ。))の発行価額の総額のうち国内において募集される受益権の発行価額の占める割合(以下この項において「国内募集割合」という。))が百分の五十を超える旨(二以上の種類の受益権が募集される場合の資産信託流動化計画にあつては、それぞれの種類の受益権ごとに国内募集割合が百分の五十を超える旨)の記載があるものとする。

(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)

第三十九条の三十五の二 法第六十八条の三の二第一項に規定する利益の分配の額として政令で定める金額は、資産の流動化に関する法律(以下この条において「資産流動化法」という。)第二百二十三条に規定する特定目的信託契約に基づき行われる受益権の権利者に対する金銭の分配の額(第六項において「金銭の分配の額」という。)のうち、資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産(第五項において「特定資産」という。)の管理又は処分により得られる利益の分配の額として財務省令で定める金額とする。

2 (略)

3 法第六十八条の三の二第一項第一号八に規定する受益権の募集が主として国内において行われるものとして政令で定めるものは、資産信託流動化計画(資産流動化法第二百二十六条第一項に規定する資産信託流動化計画をいう。以下この項において同じ。)において同号口に規定する発行者により募集される受益権の発行価額の総額のうち国内において募集される受益権の発行価額の占める割合(以下この項において「国内募集割合」という。))が百分の五十を超える旨(二以上の種類の受益権が募集される場合の資産信託流動化計画にあつては、それぞれの種類の受益権ごとに国内募集割合が百分の五十を超える旨)の記載があるものとする。

4  
(略)

5 | 法第六十八条の三の二第一項第二号イに規定する政令で定める同族会社は、次に掲げるものとする。

一 特定目的信託の受益者の三人以下並びにこれらと法人税法第二十条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある個人及び法人（次号において「特殊の関係のある者」という。）がその特定目的信託の受益権の総数（各受益権の内容が均等でない場合にあつては、その総額）の百分の五十を超える数（各受益権の内容が均等でない場合にあつては、その価額）の受益権を有する場合における当該特定目的信託に係る受託法人

二 特定目的信託の受益者の三人以下及びこれらと特殊の関係のある者（議決権を有する者に限る。）がその特定目的信託の法人税法施行令第四条第三項第二号イからニまでに掲げる議決権のいずれかにつきその総数（当該議決権を行使することができない受益者が有する当該議決権の数を除く。）の百分の五十を超える数を有する場合における当該特定目的信託に係る受託法人

6 | (略)

7 | 法第六十八条の三の二第一項第二号ロに規定する分配可能利益の額として政令で定める金額から控除することとされる同号ロに規定する政令で定める金額は、当該特定目的信託の社債的受益権の元本の当該事業年度終了の日における残高の百分の五に相当する金額から当該特定目的信託に係る受託法人の当該事業年度開始の日における利益積立金額に相当する金額を控除した残額（次の各号に掲げる

4  
(略)

(新設)

5 | (略)

(新設)

場合の区分に応じ当該各号に定める金額が当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される減価償却資産に係る償却費の額を超えるときには、当該残額と当該超える部分の金額に相当する金額に二を乗じて計算した金額との合計額)とする。

一 当該事業年度において特定資産の譲渡(第三十八条の四第四項に規定する賃借権の設定等を含む。)又は社債的受益権に係る受益証券(法第六十八条の三の二第一項第二号口に規定する受益証券をいう。)(の発行若しくは借入れ(以下この号において「特定譲渡等」という。)(が行われた場合 当該事業年度において償還をした社債的受益権の元本の額の合計額から当該特定譲渡等により調達された資金のうち社債的受益権の元本の償還に充てられた金額を控除した金額

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該事業年度において償還をした社債的受益権の元本の額の合計額

8 | 当該受託法人の事業年度において第一号に掲げる金額がある場合における当該事業年度(第二号において「超過分配事業年度」という。)(以後の各事業年度の法第六十八条の三の二第一項第二号口に掲げる要件は、当該各事業年度に係る金銭の分配の額が分配可能額(第六項に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額)当該受託法人が同号口に規定する特定目的信託に係る受託法人である場合には、当該金額から前項に規定する残額を控除した金額)に第一号に掲げる金額を加算し、これから第二号に掲げる金額を減算した金額をいう。以下この項において同じ。)(の百分の九十に相当

6 | 当該受託法人の事業年度において第一号に掲げる金額がある場合における当該事業年度(第二号において「超過分配事業年度」という。)(以後の各事業年度の法第六十八条の三の二第一項第二号口に掲げる要件は、当該各事業年度に係る金銭の分配の額が分配可能額(前項に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額)第一号に掲げる金額を加算し、これから第二号に掲げる金額を減算した金額をいう。以下この項において同じ。)(の百分の九十に相当する金額を超えていることとする。

する金額を超えていることとする。

一 (略)

二 第六項に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額のうち、前号に掲げる金額（超過分配事業年度から前事業年度までの各事業年度において分配可能額の計算上既にこの号に掲げる金額として減算された金額に相当する金額を除く。）に充てられた金額として財務省令で定める金額

9| 法第六十八条の三の二第一項第二号八に規定する政令で定める要件は、特定目的信託に係る受託法人が当該特定目的信託の信託事務を処理するために資金の借入れを行っている場合におけるその借入れが同項第一号ロ②に規定する機関投資家からのものであることとする。

10| 16| (略)

(特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転登記等の免税)

第四十三条の五 法第八十三条の三第一号に規定する政令で定める事項は、同条に規定する特定目的信託の効力が生じた日から同号に規定する社債的受益権の元本の償還が完了する日までの期間が二十年以下であることとする。

2| 法第八十三条の三第二号に規定する政令で定める要件は、同号に規定する特定資産について、同条に規定する特定目的信託の効力が生じた時から当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時まで引き

一 (略)

二 前項に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額のうち、前号に掲げる金額（超過分配事業年度から前事業年度までの各事業年度において分配可能額の計算上既にこの号に掲げる金額として減算された金額に相当する金額を除く。）に充てられた金額として財務省令で定める金額

7| 法第六十八条の三の二第一項第二号八に規定する政令で定める要件は、特定目的信託に係る受託法人が当該特定目的信託の信託事務を処理するために資金の借入れを行っている場合におけるその借入れが同項第一号ロ③に規定する機関投資家からのものであることとする。

8| 14| (略)

(新設)

続き同条に規定する原委託者において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従い同条に規定する受託信託会社等への譲渡がなかつたものとして会計処理が行われており、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであることとする。

一 当該信託契約において、当該原委託者により当該受託信託会社等から買い戻されなければならない旨が定められていること。

二 当該信託契約の締結に際し、当該受託信託会社等が当該特定資産を当該原委託者に売り戻すことができる権利を当該原委託者が当該受託信託会社等に付与していること。

六 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）

改正案	現行
<p>（非課税限度額の計算等）</p> <p>第三十九条 法第十条第一項第三号（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する政令で定めるものは、投資信託（同項に規定する委託者非指図型投資信託を除く。）については、その設定又は追加設定があつた時において当該投資信託につき信託又は追加信託がされた金額をその時における当該信託又は追加信託についての受益権の口数で除して計算した金額とし、特定目的信託については、第三十三条第四項第八号（利子所得等について非課税とされる預貯金等の範囲）に掲げる社債的受益権に係る元本の額（資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）第五十二条第二項第三号（社債的受益権を定める特定目的信託契約に付すべき条件）に規定する元本の額をいう。）をその受益権の口数で除して計算した金額とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）</p> <p>第三百三十六条 （略）</p> <p>2・4 （略）</p> <p>5 利子等又は配当等が法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子</p>	<p>（非課税限度額の計算等）</p> <p>第三十九条 法第十条第一項第三号（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する政令で定めるものは、投資信託（同項に規定する委託者非指図型投資信託を除く。）については、その設定又は追加設定があつた時において当該投資信託につき信託又は追加信託がされた金額をその時における当該信託又は追加信託についての受益権の口数で除して計算した金額とし、特定目的信託については、第三十三条第四項第八号（利子所得等について非課税とされる預貯金等の範囲）に掲げる社債的受益権に係る元本の額（資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）第五十二条第四号（社債的受益権を定める特定目的信託契約に付すべき条件）に規定する元本の額をいう。）をその受益権の口数で除して計算した金額とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）</p> <p>第三百三十六条 （略）</p> <p>2・4 （略）</p> <p>5 利子等又は配当等が法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子</p>

所得等の非課税)、第十一条第二項(公益信託等に係る非課税)、  
第七十六条第一項若しくは第二項(信託財産に係る利子等の課税の特例)若しくは第八十条の二第一項若しくは第二項(信託財産に係る利子等の課税の特例)の規定又は租税特別措置法第四条第一項(障害者等の少額公債の利子の非課税)、第四条の二第一項(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)、第四条の三第一項(勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税)、第四条の五第一項(特定寄附信託の利子所得の非課税)、第八条第一項若しくは第二項(金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用)、第九条の四(特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例)、第九条の四の二第一項(上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例)若しくは第九条の五第一項(公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例)の規定の適用を受けるものである場合には、当該利子等又は配当等については、第一項の規定による告知は、要しない。

(無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等)

第三百三十九条 (略)

2 } 6 (略)

7 無記名公社債等の利子等が法第十条第一項(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)、第十一条第二項(公益信託等に係る非課税)、第七十六条第一項若しくは第二項(信託財産に係る利子等

所得等の非課税)、第十一条第二項(公益信託等に係る非課税)、  
第七十六条第一項若しくは第二項(信託財産に係る利子等の課税の特例)若しくは第八十条の二第一項若しくは第二項(信託財産に係る利子等の課税の特例)の規定又は租税特別措置法第四条第一項(障害者等の少額公債の利子の非課税)、第四条の二第一項(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)、第四条の三第一項(勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税)、第四条の五第一項(特定寄附信託の利子所得の非課税)、第八条第一項若しくは第二項(金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用)、第九条の四(特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例)、第九条の四の二第一項(上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例)若しくは第九条の五第一項(公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例)の規定の適用を受けるものである場合には、当該利子等又は配当等については、第一項の規定による告知は、要しない。

(無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等)

第三百三十九条 (略)

2 } 6 (略)

7 無記名公社債等の利子等が法第十条第一項(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)、第十一条第二項(公益信託等に係る非課税)、第七十六条第一項若しくは第二項(信託財産に係る利子等

の課税の特例)若しくは第百八十条の二第二項若しくは第二項(信託財産に係る利子等の課税の特例)の規定又は租税特別措置法第四条第一項(障害者等の少額公債の利子の非課税)、第四条の二第一項(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子の非課税)、第四条の三第一項(勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税)、第四条の五第一項(特定寄附信託の利子所得の非課税)、第八条第一項若しくは第二項(金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用)、第九条の四(特定の投資法人等の運用財産に係る利子等の課税の特例)、第九条の四の二第一項(上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例)若しくは第九条の五第一項(公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例)の規定の適用を受けるものである場合には、当該無記名公社債等の利子等については、第一項の規定による告知書の提出は、要しない。

8～10 (略)

の課税の特例)若しくは第百八十条の二第一項若しくは第二項(信託財産に係る利子等の課税の特例)の規定又は租税特別措置法第四条第一項(障害者等の少額公債の利子の非課税)、第四条の二第一項(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子の非課税)、第四条の三第一項(勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税)、第四条の五第一項(特定寄附信託の利子所得の非課税)、第八条第一項若しくは第二項(金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用)、第九条の四(特定の投資法人等の運用財産に係る利子等の課税の特例)、第九条の四の二第一項(上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例)若しくは第九条の五第一項(公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例)の規定の適用を受けるものである場合には、当該無記名公社債等の利子等については、第一項の規定による告知書の提出は、要しない。

8～10 (略)

七 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）

改正案	現行
<p>（恒久的施設を有しない外国法人の課税所得）</p> <p>第百八十七条 法第四百四十一条第四号（外国法人に係る法人税の課税標準）に規定する政令で定める国内源泉所得は、次に掲げる所得とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 内国法人の発行する株式（社債的受益権（資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号（特定目的信託契約）に規定する社債的受益権をいう。以下この条において同じ。）を除く。次号において同じ。）（株主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。）その他内国法人の出資者の持分（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二百三十条第一項（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置等）に規定する特例旧特定目的会社の出資者の持分及び社債的受益権を除く。以下この項及び第四項において「株式等」という。）の譲渡による所得で次に掲げるもの</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>四 不動産関連法人の株式（出資（社債的受益権を除く。）を含む。第八項及び第十項において同じ。）の譲渡による所得</p>	<p>（恒久的施設を有しない外国法人の課税所得）</p> <p>第百八十七条 法第四百四十一条第四号（外国法人に係る法人税の課税標準）に規定する政令で定める国内源泉所得は、次に掲げる所得とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 内国法人の発行する株式（株主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。）その他内国法人の出資者の持分（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二百三十条第一項（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置等）に規定する特例旧特定目的会社の出資者の持分を除く。以下この項及び第四項において「株式等」という。）の譲渡による所得で次に掲げるもの</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>四 不動産関連法人の株式（出資を含む。第八項及び第十項において同じ。）の譲渡による所得</p>

五・六（略）

2）5（略）

6 第一項第三号口に規定する株式等の譲渡は、次の各号に掲げる要件を満たす場合の同項第三号口の外国法人の当該譲渡の日の属する事業年度（以下この項及び第九項において「譲渡事業年度」という。）における第二号に規定する株式又は出資の譲渡に限るものとする。

- 一 譲渡事業年度終了の日以前三年内のいずれかの時において、第一項第三号口の内国法人の特殊関係株主等がその内国法人の発行済株式又は出資（社債的受益権を除く。次号及び次項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の二十五以上に相当する数又は金額の株式又は出資（社債的受益権を除き、当該特殊関係株主等が第四項第三号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限る。次号及び次項において同じ。）を所有していたこと。

二（略）

7・8（略）

9 第一項第四号に規定する株式の譲渡は、次に掲げる株式又は出資の譲渡に限るものとする。

- 一 譲渡事業年度開始の日の前日において、その株式又は出資（金融商品取引所に上場されているものその他これに類するものとして財務省令で定めるものに限る。次号において「上場株式等」という。）に係る第一項第四号の不動産関連法人の特殊関係株主等

五・六（略）

2）5（略）

6 第一項第三号口に規定する株式等の譲渡は、次の各号に掲げる要件を満たす場合の同項第三号口の外国法人の当該譲渡の日の属する事業年度（以下この項及び第九項において「譲渡事業年度」という。）における第二号に規定する株式又は出資の譲渡に限るものとする。

- 一 譲渡事業年度終了の日以前三年内のいずれかの時において、第一項第三号口の内国法人の特殊関係株主等がその内国法人の発行済株式又は出資（次号及び次項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の二十五以上に相当する数又は金額の株式又は出資（当該特殊関係株主等が第四項第三号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限る。次号及び次項において同じ。）を所有していたこと。

二（略）

7・8（略）

9 第一項第四号に規定する株式の譲渡は、次に掲げる株式又は出資の譲渡に限るものとする。

- 一 譲渡事業年度開始の日の前日において、その株式又は出資（金融商品取引所に上場されているものその他これに類するものとして財務省令で定めるものに限る。次号において「上場株式等」という。）に係る第一項第四号の不動産関連法人の特殊関係株主等

が当該不動産関連法人の発行済株式又は出資（社債的受益権及び当該不動産関連法人が有する自己の株式又は出資を除く。次号において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の五を超える数又は金額の株式又は出資（社債的受益権を除き、当該特殊関係株主等が次項第三号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限る。）を有し、かつ、その株式又は出資の譲渡をした者が当該特殊関係株主等である場合の当該譲渡

二 譲渡事業年度開始の日の前日において、その株式又は出資（上場株式等を除く。）に係る第一項第四号の不動産関連法人の特殊関係株主等が当該不動産関連法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の二を超える数又は金額の株式又は出資（社債的受益権を除き、当該特殊関係株主等が次項第三号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限る。）を有し、かつ、その株式又は出資の譲渡をした者が当該特殊関係株主等である場合の当該譲渡

10・11（略）

が当該不動産関連法人の発行済株式又は出資（当該不動産関連法人が有する自己の株式又は出資を除く。次号において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の五を超える数又は金額の株式又は出資（当該特殊関係株主等が次項第三号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限る。）を有し、かつ、その株式又は出資の譲渡をした者が当該特殊関係株主等である場合の当該譲渡

二 譲渡事業年度開始の日の前日において、その株式又は出資（上場株式等を除く。）に係る第一項第四号の不動産関連法人の特殊関係株主等が当該不動産関連法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の二を超える数又は金額の株式又は出資（当該特殊関係株主等が次項第三号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限る。）を有し、かつ、その株式又は出資の譲渡をした者が当該特殊関係株主等である場合の当該譲渡

10・11（略）

八 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第百三十五号）

改 正 案

現 行

附 則

附 則

（特定目的会社に係る課税の特例に関する経過措置）

（特定目的会社に係る課税の特例に関する経過措置）

第三十四条 改正法附則第百二十一条第二項の場合における新法第六十七條の十四の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十四条 改正法附則第百二十一条第二項の場合における新法第六十七條の十四の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

2 (略)	(略)	第一項第二号 (略)	(略)	(略)	特定資産（同条第二項各号 に掲げる資産に限る。）	(略)	(略)
				(略)			

2 (略)	(略)	第一項第二号 (略)	(略)	(略)	特定資産（同条第三項各号 に掲げる資産に限る。）	(略)	(略)
				(略)			

九 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二百三十条第一項に規定する特例旧特定目的会社に関する政令（平成十八年政令第百七十五号）

改正案	現行
<p>（政令で定める使用人）</p> <p>第一条 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「法」という。）第二百三十条第八項第三号及び第二百三十三条第三十九項第一号口に規定する政令で定める使用人は、法第二百三十条第七項の規定により同条第二項の登録を受けたものとみなされた特例旧特定目的会社（同条第一項に規定する特例旧特定目的会社をいう。）の使用人であつて、同条第八項第二号の事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定めるものとする。</p>	<p>（政令で定める使用人）</p> <p>第一条 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「法」という。）第二百三十条第八項第三号及び第二百三十三条第四十項第一号口に規定する政令で定める使用人は、法第二百三十条第七項の規定により同条第二項の登録を受けたものとみなされた特例旧特定目的会社（同条第一項に規定する特例旧特定目的会社をいう。）の使用人であつて、同条第八項第二号の事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定めるものとする。</p>

改正案	現行
<p>(特定社債)</p> <p>第六条 法第二十九条第三号トの政令で定める特定社債は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 特定社債及び優先出資の発行についての定めのある資産流動化計画に従い発行される特定社債であつて、当該資産流動化計画に定められた特定社債（特定短期社債を除く。）の発行総額、特定短期社債の発行限度額、特定約束手形の発行限度額及び特定借入れの借入限度額の合計額が当該優先出資の額面金額に当該資産流動化計画に定められた優先出資の総口数の最高限度を乗じて得た額以下であるものうち、金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次条第三号及び第九条第一号において同じ。）に上場されている株式の発行会社で貸借対照表上の純資産額が十五億円以上のもの又は次条第三号に規定する法人が元本の償還及び利息の支払について保証している特定社債（前二号に該当するものを除く。）</p> <p>2 前項の「特定資産」、「資産流動化計画」、「優先出資」、「特定短期社債」、「特定約束手形」又は「特定借入れ」とは、それぞれ</p>	<p>(特定社債)</p> <p>第六条 法第二十九条第三号トの政令で定める特定社債は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 特定社債及び優先出資の発行についての定めのある資産流動化計画に従い発行される特定社債であつて、当該資産流動化計画に定められた特定社債（特定短期社債を除く。）の発行総額、特定短期社債の発行限度額、特定約束手形の発行限度額及び特定借入れの借入限度額の合計額が当該優先出資の額面金額に当該資産流動化計画に定められた優先出資の総口数の最高限度を乗じて得た額以下であるものうち、金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次条第三号及び第九条第一号において同じ。）に上場されている株式の発行会社で貸借対照表上の純資産額が十五億円以上のもの又は次条第三号に規定する法人が元本の償還及び利息の支払について保証している特定社債（前二号に該当するものを除く。）</p> <p>2 前項の「特定資産」、「資産流動化計画」、「優先出資」、「特定短期社債」、「特定約束手形」又は「特定借入れ」とは、そ</p>

れ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第一項、第四項、第五項、第八項、第十項又は第十二項に規定する特定資産、資産流動化計画、優先出資、特定短期社債、特定約束手形又は特定借入れをいう。

れぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第一項、第四項、第五項、第八項、第十項又は第十二項に規定する特定資産、資産流動化計画、優先出資、特定短期社債、特定約束手形又は特定目的借入れをいう。

## 附 則

この政令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。